

緊急事態宣言対象区域の解除に伴う5月15日以降の対応について

令和2年5月14日

大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

全国的な新規患者数や重症者数の減少が見られ、さらに、医療提供体制のひっ迫の状況も改善してきていることから、本日、本県を含む39県が緊急事態宣言対象区域から解除された。本県においては、県民の苦心・努力により、この3週間、新規患者数はゼロであり、病床利用率は約1%となっているが、最近でも他県において突発的にクラスターが発生するなど、まだまだ油断はできない状況に変わりはない。

以上を踏まえ、県としては、全国知事会や九州地方知事会とも連携を取りながら、今後の取扱いを以下のとおりとし、感染拡大の防止と社会経済活動の再開に向けて、引き続き取り組んでいくものとする。

1 感染拡大防止対策の継続について

(1) 県民への要請

緊急事態宣言がなお発令されている5月31日(日)までの間は、引き続き県民に以下のことを要請する。

- ① 県境を越えた不要不急の移動を自粛すること
- ② 特定警戒都道府県から帰県・転入した方については、2週間不要不急の外出を自粛するとともに健康観察を行い、感染が疑われる場合には、最寄りの保健所に速やかに相談すること
- ③ 日々の暮らしにおいては、入念な手洗いや咳エチケットはもとより、外出時はマスクを着用する、遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ、人との間隔はできるだけ2m空ける、会話をする際は対面を避けるなど、「新しい生活様式」を実践すること
- ④ 散歩はもちろん、買い物、レストランや居酒屋等での飲食などは差し支えないが、その場合において「3つの密(換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話)」が重ならないよう、店舗や客において十分注意すること
なお、3つの密がより濃密な形で重なる繁華街の接待を伴う飲食店等(※)への出入りを避けること
※ 「接待を伴う飲食店等」
キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウスなどの遊興施設
- ⑤ 発熱や風邪症状などがある方は、無理をせずに仕事や学校を休み、外出を控えること

(2) 事業所における感染防止対策

事業所における人と人との接触機会の低減等に向けて、以下のことを要請する。

- ① 在宅勤務(テレワーク)や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用
- ② 出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等
- ③ 事業所内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動(手洗い、咳エチケット、換気励行等)の徹底
- ④ 基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」への移行・定着に向けて、業種別のガイドライン策定の検討状況を注視し、促進すること。

また、旅館・ホテル業においては、大分県旅館ホテル生活衛生同業組合を中心にした、

宿泊施設の感染症防止対策を強化するチェックリストに基づく取組の促進や、飲食業においては、地元の方が地元の飲食店を応援するクラウドファンディングを活用した取組等を支援する。

- ⑤ 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨

（3）観光施設等の集客施設及び遊技施設

- ① 観光施設や商業施設等の集客施設においては、3つの密を避けるため、入場者の制限や人と人との距離を適切にとるなど、引き続き感染防止対策を徹底すること
- ② 遊技施設については、引き続き、5月31日（日）までの間、大分県全域の遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）に対して、使用停止（休業）の協力を要請する。ただし、感染者の発生状況等を踏まえ、県外利用者の入場制限、3つの密の回避など感染防止対策を徹底する店舗については、その限りとししない。

（4）大規模イベント等の取扱い

- ① 全国的かつ大規模なイベント等や、3つの密が重なる多人数の集まりについては、引き続き、自粛を要請する。ただし、主催者がどうしても開催する必要があると判断する場合には、感染防止対策を十分に講じた上で、慎重に行うよう求める。
- ② 比較的少人数であり、かつ参加者が特定できるイベント等については、必要な感染防止対策を適切に講じた上で実施しても差し支えない。

2 学校の対応について

- （1）県立高校・中学校については、県内の発生状況に大きな変化がなければ、学年別の登校は5月25日（月）から解消し、6月1日（月）から通常の学校運営に移行する。なお、登下校時の不安解消のため、教育活動時間については5月中は9時から16時半までとするとともに、大型バス輸送は6月以降も当分の間継続する。

教育活動の実施に当たっては、国のガイドラインに基づき、感染リスクを下げる対策を講じることとし、登下校時を含むマスク着用の徹底、手指消毒、毎日の検温・こまめな換気を行う。なお、体育の授業にあたっては、更衣室の一斉利用を避けるなど、万全の感染防止対策を講じることとするが、これから熱中症が懸念されることから、生徒間の距離を十分に取り、換気が十分に行われている場合には、マスクの着用は必ずしも求めない。

- （2）県立特別支援学校については、引き続き、分散登校を行い、個々の児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、6月1日（月）以降、準備の整った学校から通常の学校運営に移行する。また、空き教室の利用など、密集状態を避ける工夫を行う。

スクールバスについては、感染リスクを下げるため、間隔を空けた座席配置、車内の換気等の対策を徹底し、引き続き、必要に応じてバスの増車を行うとともに、学校の実情に応じて、保護者送迎を要請する。

- （3）部活動については、5月24日（日）までは登校日の生徒に限ることとし、学年別登校が解消される5月25日（月）以降も当分の間、身体接触を伴う活動を制限するとともに、3つの密が重ならないよう、実施内容や方法を工夫して行う。

また、合宿や他校との交流（合同練習、練習試合）は当分の間禁止する。

- (4) 宿泊を伴う学校行事については、中止が困難なものは、6月以降、3つの密が重ならないよう十分配慮した上で実施可能とする。
- (5) 児童生徒又は教職員の感染が確認された場合、国のガイドラインに沿って、当該児童生徒等の出席停止措置を取る。また、必要に応じて、学校の一部又は全部の臨時休業措置を取る。
- (6) 市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、上記の対応を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するよう要請する。

3 県立社会教育施設等について

- (1) 県立図書館などの社会教育施設、県立美術館、県立体育施設、運転免許センターについては、感染防止のための万全の措置を取りながら、各施設の状況に応じて徐々に利用制限を緩和し通常運営に移行する。
- (2) 県立社会教育施設等における下記に該当する貸館行事については、引き続き、主催者に自粛を要請する。
- ① 全国かつ大規模であるもの
 - ② 3つの密が重なるもの

4 生活・事業・雇用継続への支援について

- (1) 生活の継続への支援として、緊急小口資金等の特例貸付（無利子・保証人不要）を行うとともに、住居を失うおそれのある方等へ住居確保給付金を支給する。
また、市町村が特別定額給付金を迅速かつ的確に支給できるよう支援する。
- (2) 事業・雇用の継続への支援として、雇用調整助成金や持続化給付金の給付、無利子融資等について、商工団体等関係機関と協力して実施する。
- ① 雇用調整助成金については、大分県社会保険労務士会内に設置された雇用維持支援センターで小規模事業者等の申請を支援する。
 - ② 中小企業は最大200万円、個人事業主は最大100万円が給付される持続化給付金については、給付が迅速に受けられるよう商工団体等関係機関と協力して支援する。
 - ③ 中小企業の金融対策として、民間金融機関でも実施できる無担保・無利子融資制度やベンチャー企業の事業継続に対する融資資金の活用を進める。
- (3) 県民一体となった感染防止対策に取り組む県内企業の経済活動を支援するため、旅館・ホテルについては、大分県旅館ホテル生活衛生同業組合を中心に、宿泊施設の感染症対策を強化するとともに、飲食業については、地元の方が地元の飲食店を応援するクラウドファンディングを活用した取組等を支援するなど、きめ細かな対応を行う。
- (4) これらの支援は、迅速に実行することが大事であり、関係機関の協力も得ながら、伴走型で支援を行っていく。
感染拡大防止により影響を受けた事業者への相談窓口（コールセンター：0120-936-692）

緊急事態宣言の解除に伴う5月26日以降の対応について

令和2年5月26日
大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

4月7日に発令された政府の緊急事態宣言は、新規感染者数の減少や医療提供体制のひっ迫状況の改善等を踏まえ、昨5月25日をもって全ての都道府県で解除された。

本県においては、県民のご理解・ご協力により、ここ1か月以上新規患者数はゼロであり、病床利用率も1%を下回っている。しかしながら、やはり全国的に見ると突発的な患者数の増加が見られ、十分に警戒をしていく必要があることに変わりはない。

今後は、感染拡大の防止と社会経済活動の再活性化を「両立」させるという新たなステージを迎える。

県としては、引き続き、感染拡大を防止する「一定の移行期間」を設け、外出自粛や施設の使用制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととする。

1 感染拡大防止対策の徹底について

(1) 県境を越える移動

① 県境を越える移動について

- ・ 5月31日までの間は、引き続き、県境を越える不要不急の移動は避けること。
- ・ 6月1日からは、全都道府県への移動は差し支えないものとする。ただし、一部首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）及び北海道との移動については、6月18日までの間は慎重に行うこと。

② 観光について

- ・ 県境を越える観光についても上記のとおりであるが、観光振興については、6月18日までは県内での振興に取り組み、6月19日以降は県境を越える振興にも取り組む。

(2) 県民生活へのお願い（新しい生活様式の実践・定着）

- ・ 日々の暮らしにおいては、入念な手洗いや咳エチケットはもとより、外出時はマスクを着用する、人との間隔はできるだけ2m空ける、会話をする際は対面を避けるなど、新しい生活様式を実践し、定着させること。
- ・ 散歩・買い物はもちろん、レストランや居酒屋等での飲食なども差し支えないが、その場合において「3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話）」が重ならないよう、十分注意すること。
- ・ なお、3つの密がより濃密な形で重なる可能性が高い繁華街の接待を伴う飲食店等（キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウス等の遊興施設）については、十分な感染拡大防止策がとられていない店舗への出入りを避けること。

(3) 事業者への要請

① 感染拡大防止対策の徹底について

- ・ 業種ごとに策定されている「感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、適切な対策を行うこと。
- ・ 遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）についても、上記ガイドラインを踏まえ、3つの密の回避を含め、それぞれの店舗の状況に応じた対策を徹底すること。
ただし、5月31日までの間は、県外利用客の制限を行うこと。
- ・ 3つの密がより濃密な形で重なる可能性が高い繁華街の接待を伴う飲食店等については、利用者の検温、換気の徹底など、それぞれの店舗の状況に応じた対策を徹底すること。

② 新しい生活様式への移行・定着について

- ・ 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、自転車通勤、Web会議の利用など、人と人との接触機会を低減する取組を推進すること。

(4) イベント等の取扱い

イベントや集会等については、3つの密の回避など、適切な感染防止対策を講じていることを前提に、感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら、以下のとおり、段階的に規模要件を緩和する。

なお、イベントの主催者においては、感染防止策の徹底はもとより、参加者名簿の作成による連絡先等の把握にも努めること。

① 6月18日までの間は、引き続き、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）でできること。

② 6月19日から7月9日までの間は、

- ・ 屋内、屋外ともに1,000人以下とし、かつ屋内では収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外では人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）でできること。

③ 7月10日から7月31日までの間は、

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下とし、かつ屋内では収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外では人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）でできること。

④ 8月1日以降は、

- ・ 屋内では収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外では人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）でできることとし、屋内、屋外ともに人数の上限は設けない。

2 学校の対応について

(1) 県立高校・中学校については、県内の発生状況に大きな変化がなければ、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下「国のマニュアル」）」に基づき、可能な限り感染症対策を講じた上で、予定どおり6月1日から通常の学校運営に移行する。なお、感染リスクを下げるため、間隔を空けた座席配置等の対策を徹底し、大型バス輸送は6月以降も当分の間継続する。

(2) 県立特別支援学校については、引き続き、個々の児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、6月1日以降、3つの密を避ける工夫を行った上で、徐々に通常の学校運営に移行する。

スクールバスについては、感染リスクを下げるため、間隔を空けた座席配置等の対策を徹底し、引き続き、必要に応じてバスの増車を行うとともに、学校の実情に応じて、保護者送迎を要請する。

(3) 部活動については、国のマニュアルに基づき、可能な限り感染症対策を講じた上で、6月1日以降、段階的に通常活動に移行する。

(4) 宿泊を伴う学校行事については、中止が困難なものは、6月以降、3つの密が重ならないよう十分配慮した上で実施可能とする。

- (5) 児童生徒又は教職員の感染が確認された場合、国のマニュアルに沿って、当該児童生徒等の出席停止措置を取る。また、必要に応じて、学校の一部又は全部の臨時休業措置を取る。
- (6) 市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、上記の対応を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するよう要請する。

3 県立社会教育施設等について

- (1) 県立図書館などの社会教育施設、県立美術館、県立体育施設、運転免許センターについては、感染防止のための万全の措置を取りながら、各施設の状況に応じて徐々に利用制限を緩和し通常運営に移行する。
- (2) 県立社会教育施設等における貸館行事については、1(4)に準じて、段階的に利用制限を緩和していく。

4 生活・事業・雇用継続への支援について

- (1) 生活福祉支援として、緊急小口資金等の特例貸付（無利子・保証人不要）を行うとともに、住居を失うおそれのある方等へ住居確保給付金を支給する。
また、市町村が特別定額給付金を迅速かつ的確に支給できるよう支援する。
- (2) 事業・雇用の継続への支援として、持続化給付金の給付や無利子融資、雇用調整助成金等について、商工団体等関係機関と協力して実施する。
 - ① 中小企業は最大200万円、個人事業主は最大100万円が給付される持続化給付金については、給付が迅速に受けられるよう商工団体等関係機関と協力して支援する。
 - ② 中小企業の金融対策として、民間金融機関でも実施できる無担保・無利子融資制度やベンチャー企業の事業継続に対する融資資金の活用を進める。
 - ③ 雇用調整助成金については、大分県社会保険労務士会内に設置された雇用維持支援センターで小規模事業者等の申請を支援する。
- (3) 旅館・ホテルについては、大分県旅館ホテル生活衛生同業組合を中心に、感染防止対策を強化する宿泊施設を支援するとともに、飲食業についても、新しい生活様式の定着に向けた取組を支援するなど、きめ細かな対応を行う。
- (4) これらの支援は、迅速に実行することが大事であり、関係機関の協力も得ながら、伴走型で支援を行っていく。
感染拡大防止により影響を受けた事業者への相談窓口（コールセンター：0120-936-692）

新型コロナウイルス発生を受けての各市町村立学校の状況

(令和2年 5月27日 時点)

大分県教育委員会まとめ

市町村	学校再開日 (予定含む)		備考
	小学校	中学校	
大分市	6/1	6/1	5月18日(月)から学年や学級毎の分散登校日を設定
別府市	6/1	6/1	5月18日(月)から学年別、週2～3日分散登校日を設定
中津市	6/1	6/1	5月18日(月)から分散登校日を設定
日田市	5/25	5/25	5月7日(木)から地区別・出席番号順等によるグループ別の分散登校日を設定
佐伯市	5/25	5/25	小学校は5月18日(月)～22日(金)の午前中のみ分散登校日を設定 中学校は5月14日(木)～22日(金)の午前中のみ分散登校日を設定
臼杵市	6/1	6/1	5月12日(火)から学級をグループに分ける等の工夫をして分散登校日を設定
津久見市	5/25	5/25	5月18日(月)～22日(金)分散登校日を設定
竹田市	5/7	5/7	始業式 5月7日(木) 入学式 5月8日(金) 5月11日(月)から午前中の授業開始、18日(月)から通常授業開始
豊後高田市	5/11	5/11	5月11日(月)～22日(金)は以下の対応 ・児童数250人以上の小学校(2校)は授業時間短縮、クラスを分ける ・高田中(生徒数375人)は1・2年は午前、午後の分散登校、3年はクラスを2つに分け通常授業 ・その他の小中学校は通常授業
杵築市	5/25	5/25	5月18日(月)～22日(金)分散登校日を設定
宇佐市	5/18	5/18	臨時休業は5月15日(金)まで 5月18日(月)から再開(5月29日まで分散登校)
豊後大野市	5/18	5/18	5月18日(月)から再開(分散登校) 5月25日(月)から分散登校なし(5限まで) 6月1日(月)から通常授業
由布市	6/1	6/1	5月11日(月)～15日(金)の間に1日臨時登校日を設定 5月18日(月)～29日(金)の間に、分散登校日を設定
国東市	5/18	5/18	5月18日(月)～20日(水)は午前中授業、5月21日(木)から通常授業
姫島村	5/7	5/7	再開後、分散登校は実施しない
日出町	5/25	5/25	5月25日(月)から再開((5/25～5/29は短縮授業) 6月1日から通常授業
九重町	5/25	5/25	5月7日(木)～22日(金)分散登校日を設定
玖珠町	5/25	5/25	5月11日(月)から分散登校日を設定(5月22日まで)